

(農業農村整備工事を予定されている関係受益者の皆様へ)

『働き方改革』の実現に向けて ～ ご協力のお願い ～

令和6年(2024年)4月1日から、「建設業」でも
『時間外労働の上限規制』が適用されます。

※時間外労働は、原則として**月45時間・年間360時間以内**
臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

建設業において、農業・林業やその他の産業と同様に、高齢化や若者離れなどにより、**技術者や作業員の担い手不足が進行**しています。このままでは、農地の基盤整備や用水路などの計画的な工事に支障となる恐れがあります。

そのため、建設業における担い手の確保・育成に向けて、長時間労働の是正や休日の確保などの働き方改革の実現が急務となっています。

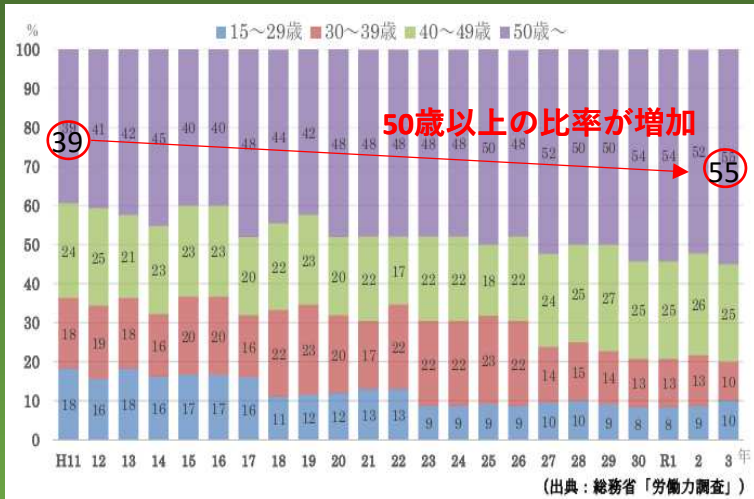
北海道農政部では、農業土木工事における建設現場の労働環境の向上に向けて、週休2日の確保のため適正な工期の設定や工事関係書類の減量化、**情報化施工(ICT施工)**などの省力化・効率化の取組を進めています。

工事を受注した建設会社職員の休日の確保や時間外労働の縮減に向けて、発注後の工事内容に変更が発生しないよう、発注前に次のことについて確認しますのでご協力をお願いします。

工事に関するお願い

- 工事発注前に地区担当者、または関係団体職員が、ほ場の設計内容の説明や使用時期の聞き取りなどを行いますので、工事内容について**十分に確認**をお願いします。なお、ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。
- 工事発注後は、工事内容の変更は原則できません。また、大幅な工事内容の変更の申し入れがあった場合、今年度の施工を取り止める場合があります。
- 降雨等の影響により予定していた時期にて工事が完了できない場合がありますので、ご理解願います。

道内建設業就業者数 年齢構成比



道内建設業就業者数の推移



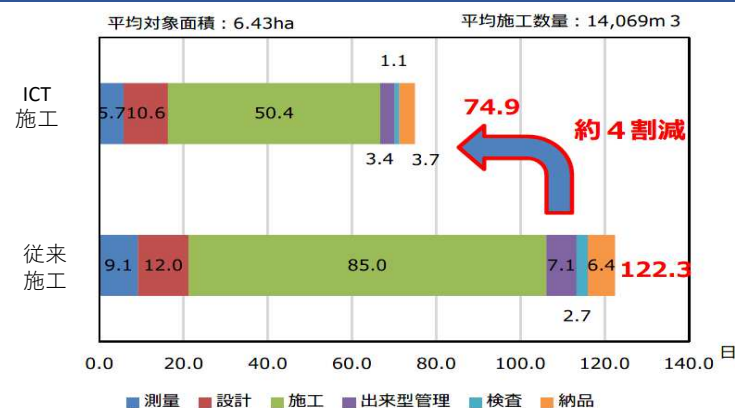
ICTの取組のお願い

労働力不足の急速な進行や技術者不足を要因とする入札不調も想定され、地域の労働力が減少する中でも整備量や品質に影響を与えることなく、**農業農村整備を今後も持続的に実施していくために、生産性向上・省力化により労働力不足を補うICT施工の導入にご理解をお願いします。**

ICT施工とは



ほ場整備工の延べ作業日数



ICT施工で得られる座標データの営農への活用事例

スマート農業への活用



(十勝総合振興局北部耕地出張所)